平成２２年（フ）第６１８号
群馬県前橋市南町２丁目69番地１　田村ハイツ105号
債務者　吉田恵利子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１９号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1320番地248
債務者　木内　裕子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６３２号
群馬県伊勢崎市上田町171番地４
債務者　石田　徳子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６３３号
群馬県伊勢崎市上田町171番地４
債務者　石田　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６３６号
群馬県伊勢崎市太田町793番地１　内山ハイツ102
債務者　砂野ジョアオ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４８号
群馬県前橋市三俣町１丁目１番地11　藤田マンション302号
債務者　河西　伸彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４９号
群馬県前橋市昭和町２丁目15番９―203号
債務者　松岡　誠二（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５０号
群馬県前橋市城東町１丁目15番地２　小山ハイツ103号
債務者　瀧野　邦彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５７号
群馬県前橋市川原町１丁目31番地15　パーティアムカワハラ107号
債務者　山口　保司
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７３号
群馬県前橋市関根町315番地３　スカイハイツⅠ―205号
債務者　清原千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１９号
群馬県高崎市足門町850番地２
債務者　松本　五郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２４号
群馬県高崎市箕郷町生原1029番地３
債務者　岩下　絵理（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６７６号
新潟市東区北葉町７番４号、前住所新潟市東区松園１丁目１番60―６号
債務者　西山　良路
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９７号
新潟市中央区弁天橋通３－８－５　スモールランド21―103号室、住民票上の住所新潟市西区山田2772番地２　リバティハイツやきふな103号
債務者　笛木　洋輔
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０１号
京都府八幡市橋本東山本35番地の14　マンション橋本103
債務者　松尾　尚志
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２３号
京都市北区西賀茂鹿ノ下町６番地　アート荘２Ｆ４号
債務者　鳥居　真理
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８５号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地16―304
債務者　横田　明夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係